

令和3年度 千葉支部行動計画

はじめに

令和3年度の事業については、新型コロナウイルスの感染状況や社会情勢を踏まえ、本部より示される業務の優先度に基づき、新型コロナウイルスの感染防止策を講じつつ、加入者と事業主の利益を最優先に考慮し、事業計画を遂行して参ります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えませんので、その影響度合や修正目標を数字で表すことは困難な状況です。

(1) 基盤的保険者機能について

【運営方針】

現金給付の審査・支払業務やレセプトの審査業務など、基本業務の標準化・効率化・簡素化を徹底する。

併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟かつ最適な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性の向上を目指す。

【重点事項】

項 目	担当グループ	ページ	資料1-2「令和3年度 事業計画 (千葉支部)」における掲載ページ
1. サービス水準の向上	業務グループ	3	1
2. 限度額適用認定証の利用促進		4	1
3. 現金給付の適正化の推進		5	1
4. レセプト点検の推進	レセプトグループ	6	1
5. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	業務グループ	7	2
6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進		8	2
7. 無資格受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化（7-1）、 積極的な債権回収業務の推進（7-2）	レセプトグループ	9～10	2
8. 被扶養者資格の再確認の徹底	業務グループ	11	2
9. オンライン資格確認の円滑な実施	企画総務グループ	12	2
10. 業務改革の推進	業務グループ	13	3

1.サービス水準の向上

事業計画

- 現金給付のサービススタンダード（10日間）の遵守
- 郵送申請の促進
- お客様満足度調査等を踏まえたサービス向上の取組の推進

KPI（重要業績評価指標）

- サービススタンダードの達成状況を100%とする ※直近の実績：100%（R3年1月時点） R元年度実績：100%
- 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする ※直近の実績：94.99%（R3年1月時点）、R元年度実績：90.9%

行動計画

- ① サービススタンダード（SS）の達成を維持するため、管理者による日々の進捗管理を徹底する。
- ② 申請書の郵送による提出を促すため、納入告知書同封チラシ等により継続した広報を行う。
- ③ お客様満足度調査結果を活用し、前年度の取組の効果検証を行う。現状の課題把握に努め、業務サービス向上委員会によりサービス向上計画を作成し、改善に向けた取組を徹底する。

	取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	SS達成に向けた進捗管理（日々）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	郵送化促進広報等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	サービス向上計画を作成し、改善に向けた取組の徹底		● 調査結果到着	● 委員会開催	● 向上計画作成								

2. 限度額適用認定証の利用促進

事業計画

- 事業主、健康保険委員を通じた限度額適用制度に関する積極的な広報
- 医療機関等との申請書配置にかかる連携強化

KPI（重要業績評価指標）

設定なし

行動計画

- 令和3年3月より開始予定であるオンライン資格確認システムを円滑に進めるため、事業主や健康保険委員に対し研修会や各種広報媒体を利用した制度周知の広報を実施する。
- オンライン資格確認システムの実施体制が整っていない医療機関等に対し、訪問や文書勧奨により限度額適用認定証の利用促進について引き続き協力を依頼することで、申請書を配置していただける医療機関等の拡大を図る。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	事業主・健康保険委員に対する周知		●	● 算定説明会※	● 研修会※				●				● 研修会※
									※ 現時点での予定				
②	医療機関等への訪問勧奨等		●	●	●							●	

3.現金給付の適正化の推進

事業計画

- 標準化した業務処理手順に基づく適正な審査
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な履行
- 不正申請が疑われる事案の重点審査と給付適正化プロジェクトチームによる対応

KPI（重要業績評価指標）

設定なし

行動計画

- ① 本部が作成した業務マニュアルや手順書等に基づき適正な審査を徹底する。
- ② 傷病手当金と障害年金や休業補償給付との併給調整を確実に行う。
- ③ 傷病手当金・出産手当金の不正請求防止のため、資格取得直後や高額報酬者等の申請について重点的に審査する。
また、本部が抽出したデータを活用し調査を行うとともに疑義が生じた案件については保険給付適正化プロジェクトチームで議論（以下、PT会議）の上、必要に応じて事業主への立入検査等を行う。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	業務マニュアルや手順書等に基づく日々の適正な審査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	審査手順に基づく確実な併給調整	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	不正請求防止のための重点審査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	PT会議の開催（定期2回＋随時）				●						●		

4.レセプト点検の推進

【レセプトグループ】

事業計画

- レセプト内容点検効果向上計画に基づいた内容点検の推進
- 効率的な資格・外傷点検の実施

KPI（重要業績評価指標）

- 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ※直近実績：0.406%（R2年11月時点）、R元年度実績：0.455%
- 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする ※直近実績：6,685円（R2年11月時点）、R元年度実績：6,023円

行動計画

- ① レセプト内容点検効果向上計画の具体的な取組みを着実に実施する。併せて毎月開催する進捗会議で点検員のスキルアップ状況や自動点検マスタなどシステムチェックルールのメンテナンス状況を把握し、効率的な内容点検を推進する。

「具体的な取組」

- ・ 自動点検マスタのメンテナンスを定期的実施し、精度を上げて点検業務の効率化を図る。
- ・ 点検員のスキルアップのため、支部内の勉強会や外部講師等による点検研修を実施する。
- ・ 支払基金との協議を毎月実施し、疑義事例の解消に努める。

- ② 資格・外傷点検は点検事務手順書に沿った事務処理を確実に実施し、進捗管理を徹底する。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	レセプト内容点検効果向上計画												
	支部内の勉強会（自動点検マスタ検討会含む）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	外部講師等を活用した点検研修の実施							●				●	
	支払基金との協議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	資格・外傷手順書に沿った事務処理並びに進捗管理による効率化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

5.柔道整復施術療養費の照会業務の強化

事業計画

- 多部位かつ頻回受診及び過剰受診（所謂「部位ころがし」）の加入者に対する文書照会の強化
- 柔道整復施術受診にかかる正確な知識の普及

KPI（重要業績評価指標）

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

※直近の実績：1.13%（R3年1月時点）、R元年度実績：1.11%

行動計画

- ① 多部位かつ頻回施術にかかる申請について加入者に対する文書照会を実施する。また、本部が抽出したデータを活用し、負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」が疑われる支給記録に対する文書照会を強化する。（必要に応じて施術管理者を呼び出し面接確認を実施：年2回程度）
- ② 文書照会に併せた柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	文書照会（毎月）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	本部データを活用した文書照会（年2回）			→						→			
②	柔道整復施術受診にかかる正確な知識の普及を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

6.あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

【業務グループ】

事業計画

- 不正申請が疑われる事案の速やかな厚生局への情報提供

KPI（重要業績評価指標）

設定なし

行動計画

- ① あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の事務処理手順書に基づいた審査を徹底し、不正申請が疑われる事案は速やかに厚生局への情報提供する。

	取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	手順書に基づく審査と厚生局への情報提供	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

7-1.無資格受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化【レセプトグループ】

事業計画

- 未回収の保険証の文書催告、電話催告の着実な実施
- 保険証の適正使用の広報の実施

KPI（重要業績評価指標）

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ※直近実績：93.34%（R2年12月時点）、R元年度実績：92.22%

行動計画

- ① 日本年金機構にて資格喪失処理後、2週間以内に支部から一次催告、一次催告から2週間後に二次催告を着実にを行い、保険証の早期回収を図る。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を実施する。
- ② 各種広報媒体を活用し、保険証の早期回収や適正使用について事業所及び加入者へ周知する。
- ③ 保険証未回収が多い事業所及び関係団体へ保険証の早期回収や適正使用についての周知を働きかける。
- ④ 新規指定医療機関・調剤薬局へ「資格喪失後受診防止啓発ポスター」を送付し、窓口への掲示を働きかける。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	保険証回収催告（一次、二次、電話催告）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	各種広報媒体による保険証の早期回収の広報（年間広報計画に基づく）	●					●	●					●
③	保険証未回収が多い事業所及び関係団体へ文書等による周知						●					●	
④	新規指定医療機関等へ「資格喪失後受診防止啓発ポスター」を送付	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

7-2.積極的な債権回収業務の推進

【レセプトグループ】

事業計画

- 債権管理を徹底し、優先度に応じた対応の推進
- 保険者間調整の積極的な活用

KPI（重要業績評価指標）

- 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ※直近実績：32.74%（R2年12月時点）、R元年度実績：62.47%

行動計画

- ① 資格喪失後受診については、レセプト点検後速やかに納付書を送付し、未納者への文書・電話催告及び進捗管理を徹底することにより早期回収を図る。
- ② 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用して早期回収を図る。併せて遡及資格喪失に係る加入者への周知を日本年金機構へ働きかける。
- ③ 委託契約している弁護士を活用し弁護士名での納付催告を実施する。
- ④ 債権の優先度に応じた法的手続（支払督促等）を推進し、債務名義を取得後も弁済しない者については強制執行により早期回収を図る。
- ⑤ 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等へ速やかに請求書を送付し、進捗管理を徹底することにより早期回収を図る。

	取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	レセプト点検後速やかな納付書送付、未納者への文書・電話催告の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	国保保険者との保険者間調整の積極的活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	契約弁護士名による納付催告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
④	法的手続及び強制執行の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑤	損害保険会社等へ速やかな請求書送付	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

8.被扶養者資格の再確認の徹底

事業計画

- 被扶養者資格確認業務の確実な実施

KPI（重要業績評価指標）

- 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.3%以上とする ※直近実績：83.97%（R3年1月時点）、R元年度実績：93.2%

行動計画

- ① 未送達事業所については、年金事務所からの住所情報を活用し確実に送達を行う。
- ② 提出率向上のため、未提出事業所には文書勧奨等を実施する。

	取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	未送達事業所の調査							●	●				
②	未提出事業所への提出勧奨											●	●

9.オンライン資格確認の円滑な実施

【企画総務グループ】

事業計画

- オンライン資格確認の円滑な実施に向けた加入者へのマイナンバー登録の促進にかかる周知・広報を実施

KPI（重要業績評価指標）

設定なし

行動計画

- ① マイナンバーカードの取得を推進し、マイナンバーカードの利用によるオンライン資格確認制度の周知を図る。

	取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	加入者や事業主に対し広報紙やホームページ、メールマガジン等で分かりやすい情報発信を行う。	●	●	●	●		●		●			●	

事業計画

- マニュアルや手順書に基づく業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- 業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と生産性向上

KPI（重要業績評価指標）

設定なし

行動計画

- ① マニュアルや手順書に基づく業務の標準化・効率化・簡素化を推進するため、定期的に勉強会やOJTを実施し業務スキルや知識の向上に取り組む。
- ② 業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化を目指し、定期的に事務処理体制の見直しを行う。
また、定期的にジョブローテーションを行い、グループ全体の多能化を目指し、生産性の向上に取り組む。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	定期的に勉強会やOJTを実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	定期的にグループ内の業務スキル及び知識レベルの棚卸を行うとともに事務処理体制の見直しを行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	定期的なジョブローテーションの実施。（必要に応じて随時）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(2) 戦略的保険者機能について

【運営方針】

事業主等と連携し、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに加入者の健康の維持・増進を図る。併せて、保健事業実施計画（データヘルス計画）の取組を着実に実施する。

また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信等を行う。

【重点事項】

項目	担当グループ	ページ	資料1-2「令和3年度 事業計画（千葉支部）」における掲載ページ
1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	企画総務グループ 保健グループ	15	3～5
i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上	保健グループ	16～18	3～4
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上		19～20	4
iii) 重症化予防対策の推進		21～22	4～5
iv) コラボヘルスの推進		23～24	5
2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	企画総務グループ	25～26	5
3. ジェネリック医薬品の使用促進		27	5～6
4. インセンティブ制度の周知		28	6
5. 医療データの分析に基づく効果的な取組の推進、地域の医療提供体制への働きかけ		29	6

1.第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

【企画総務グループ】【保健グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

事業計画

上位目標：糖尿病による新規透析者の透析導入時の平均年齢を 55.7歳から60歳以上に改善する。

・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

◇被保険者（40歳以上）（実施対象者数：412,450人）

・生活習慣病予防健診実施率60.6%（実施見込者数：250,000人）、事業者健診データ取得率 6.5%（取得見込者数：26,830人）

◇被扶養者（実施対象者数：116,064人）

・特定健康診査実施率30.2%（実施見込者数：35,000人）

【健診実施率合計】 被保険者＋被扶養者（実施対象者数：528,514人）
実施率59.0%（実施見込者数：311,830人）

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

◇被保険者（特定保健指導対象者数：55,934人）

・特定保健指導実施率21.1%（実施見込者数：11,803人）

◇被扶養者（受診対象者数：2,984人）

・特定保健指導実施率 9.4%（実施見込者数：281人）

【特定保健指導実施率合計】 被保険者＋被扶養者（実施対象者数：58,918人）
実施率20.5%（実施見込者数：12,084人）

iii) 重症化予防対策の推進

◇未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数3,437人

◇糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

iv) コラボヘルスの推進

1-i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上① 【保健グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

事業計画

- ◇ 被保険者
 - 生活習慣病予防健診実施機関の拡充
 - 健診・保健指導カルテを使用した効果的・効率的な受診勧奨
 - 事業者健診データの取得勧奨
 - 初めて健診対象の年齢を迎える加入者への意識付け
- ◇ 被扶養者
 - 協会けんぽ主催のオプション集団健診の実施
 - 地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大
 - GIS（地理情報）等を活用した受診勧奨

KPI（重要業績評価指標）

- | | |
|---------------------------|------------------------------------|
| ○ 生活習慣病予防健診実施率を60.6%以上とする | ※直近実績：31.8%（R2年11月時点）、R元年度実績：56.2% |
| ○ 事業者健診データ取得率を6.5%以上とする | ※直近実績：1.6%（R2年11月時点）、R元年度実績：3.7% |
| ○ 被扶養者の特定健診実施率を30.2%以上とする | ※直近実績：9.9%（R2年11月時点）、R元年度実績：22.0% |

1-i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上② 【保健グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

行動計画

◇ 被保険者

- ① 事業所検索（抽出）等機能及び「健診・保健指導カルテ」を活用し、受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的・優先的に働きかけることで効果的・効率的な受診勧奨を実施する。
- ② 新規適用事業所や途中加入の任意継続被保険者、受診率の低い事業所への受診勧奨を外部委託を活用して実施する。
- ③ 健診機関への実施者数の増加と、検診車を保有する健診機関へ健診会場の増設を働きかけるとともに、新規健診機関の公募及び候補となる健診機関の調査を進め、受診機会の確保並びに受診者数の増加を図る。
- ④ 事業者健診データの取得勧奨や作成業務を健診機関及び民間事業者への外部委託により実施する。
- ⑤ 令和4年度に生活習慣病予防健診の対象年齢（35歳）を迎える被保険者に対し意識付けを図るため、DMによる受診勧奨を外部委託により実施する。
- ⑥ 健診受診率向上を図るための各種広報や健康保険委員等への研修会、ラジオCMを活用した受診勧奨を行う。

取組項目〈被保険者〉		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	事業所検索等機能及び「健診・保健指導カルテ」を活用した受診勧奨	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	新適事業所や受診率の低い事業所への受診勧奨の実施		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	健診機関へ実施者数の増加と、検診車を保有する健診機関へ健診会場増設の働きかけ			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	新規健診機関の公募及び候補となる健診機関の調査			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
④	事業者健診データの取得勧奨及び作成業務の外部委託による実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑤	令和4年度に対象年齢（35歳）を迎える被保険者への受診勧奨							●	●	●	●	●	●
⑥	各種広報や健康保険委員等への研修会を活用した受診勧奨の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ラジオCMを活用した受診勧奨の実施								●	●	●	●	

1-i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上③ 【保健グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

◇ 被扶養者

- ① 新たに被扶養者となった対象者へ、受診券送付に併せた受診勧奨を外部委託を活用して実施する。
- ② 集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対するDMによる受診勧奨と、オプション健診や個人負担の検査項目の追加等を提案した協会けんぽ主催の集団健診を実施する。
- ③ 規模の大きな市との健康づくりに関する協定締結を進め、がん検診との同時実施など連携して受診率の向上を図る。
- ④ GIS（地理情報）を活用した、最寄りの健診機関の案内による受診勧奨を積極的に実施する。
- ⑤ 令和4年度に特定健診の対象年齢（40歳）を迎える被扶養者に対し意識付けを図るため、DMによる受診勧奨を外部委託により実施する。
- ⑥ 健診受診率向上を図るための各種広報や健康保険委員等への研修会、ラジオCMを活用した受診勧奨を行う。

取組項目〈被扶養者〉		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	新たに被扶養者となった対象者への受診勧奨の実施		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対するDMによる受診勧奨		●	●	●	●	●						
	協会けんぽ主催のオプション集団健診の実施						●	●	●	●	●	●	●
③	特定健診とがん検診の同時実施に向けた自治体との連携			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
④	GISを活用した受診勧奨の実施			●	●	●	●		●	●	●		
⑤	令和4年度に対象年齢（40歳）を迎える被扶養者への受診勧奨							●	●	●	●	●	●
⑥	各種広報や健康保険委員等への研修会を活用した受診勧奨の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ラジオCMを活用した受診勧奨の実施								●	●	●	●	

1- ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上①

【保健グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

事業計画

- ◇ 被保険者
 - 特定保健指導実施機関の拡充
 - 当日保健指導の実施機関の拡充
 - ICT（情報通信技術）を活用した特定保健指導による利便性の向上
- ◇ 被扶養者
 - 集団方式での健診と特定保健指導のセットによる当日指導の実施
 - 特定保健指導実施機関の拡充

KPI（重要業績評価指標）

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ○ 被保険者の特定保健指導の実施率を21.1%以上とする | ※直近実績：7.9%（R2年11月時点）、R元年度実績：11.9% |
| ○ 被扶養者の特定保健指導の実施率を9.4%以上とする | ※直近実績：3.8%（R2年11月時点）、R元年度実績：7.3% |

1- ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上②

【保健グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

行動計画

◇ 被保険者

- ① 指導実施機関の状況を確認し、実施件数の増加を働きかけるとともに、新規指導実施機関の公募及び候補となる指導実施機関の調査を進め、実施件数の増加を図る。
- ② 指導実施機関へのヒアリングを通して、健診当日の保健指導実施への課題等を共有するとともに、ノウハウ集を活用して当日実施の拡大を働きかける。
- ③ 外部委託及び協会所属保健師・管理栄養士とともに、ICTを活用した保健指導を進めることで、利便性の向上を図る。
- ④ 支部内研修会を通して、協会所属保健師・管理栄養士の育成と指導ノウハウの共有を図ることで、指導実施率の向上に繋げる。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	指導実施機関の状況確認と実施件数の増加への働きかけ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	新規指導実施機関の公募及び候補となる指導実施機関の調査			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	指導実施機関への当日保健指導実施拡大の働きかけ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	ICTを活用した保健指導の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
④	協会所属保健師・管理栄養士を対象とした研修会の実施			●	●		●	●		●		●	

◇ 被扶養者

- ① 特定保健指導利用券と案内文書の被扶養者住所への送付を外部委託にて実施する。
- ② 協会主催のオプションル集団健診会場で、健診当日に特定保健指導の初回面談を同時に実施する。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	利用券と案内文を被扶養者の住所へ直接送付				●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	集団健診会場での健診当日の特定保健指導						●	●	●	●	●	●	●

1-iii) 重症化予防対策の推進①

【保健グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

事業計画

- ◇ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数3,437人
 - 外部委託による二次勧奨の確実な実施
 - 医師会との連携によるCKD（慢性腎臓病）疑い者への受診勧奨
- ◇ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - 千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則った取組の実施
 - 健診実施機関及び腎臓専門医療機関との連携

KPI（重要業績評価指標）

- 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする ※直近実績：10.6%（R2年9月時点）、R元年度実績：9.9%

1-iii) 重症化予防対策の推進②

【保健グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

行動計画

◇ 未治療者への受診勧奨

- ① 高血圧及び高血糖で重症化の可能性の高い方に対し、本部からの一次勧奨後に外部委託による二次勧奨を実施する。
- ② 医師会と連携を図り、CKD（慢性腎臓病）の疑いのある者に対し、近隣の腎臓専門医療機関等への受診勧奨を実施する。
- ③ 被扶養者の受診者リストを基に二次勧奨域（高血糖・高血圧の重症域）である者に対して文書勧奨を実施する。
- ④ 被保険者の一次勧奨予備群及び被扶養者の一次・二次勧奨予備群等へ健康意識啓発文書の送付を実施する。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨の外部委託による実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	CKD（慢性腎臓病）の疑いのある者に対する医療機関への受診勧奨	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	被扶養者で二次勧奨域である者に対する文書勧奨				●	●	●	●	●	●	●	●	●
④	受診勧奨予備群等へ健康意識啓発文書の送付				●	●	●	●	●	●	●	●	●

◇ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ① 千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則った、高血糖で重症化の可能性の高い方への取り組み（受診勧奨、保健指導）を実施する。
- ② 健診実施機関及び糖尿病専門医と連携した、初期糖尿病性腎症患者への取り組み（仁戸名プロジェクト）への参画。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則った取り組み	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	初期糖尿病性腎症患者に対する取り組み（仁戸名プロジェクト）		●			●			●			●	

1-iv) コラボヘルスの推進①

【企画総務グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

事業計画

- 健康経営の普及促進及び健康な職場づくり宣言事業所の拡大
- 健康な職場づくり宣言事業所に対する充実したフォローアップの実施
- 関係団体等との連携強化

KPI (重要業績評価指標)

- 健康宣言事業所数を700事業所以上とする ※直近実績：524事業所（R3年1月時点）

行動計画

- ① 健康な職場づくり宣言事業所数の拡大に向けた協力企業等との連携を強化し、事業所の健康意識の醸成を図り、健康づくりの取組を推進する。
- ② 宣言事業所の事業主に対して従業員の健康度が見える化した「健康度 見える化BOOK」を継続的に作成・配付し、事業所が自社の健康課題を把握できる環境づくりを行う。また、協会けんぽからのフォローアップの強化を図るため、歯科健診の実施率向上等既存の取組を着実に実施するとともに、新たな取組の検討を進めていく。
- ③ 従業員のご家族（被扶養者）の健康づくりと特定健診受診率向上のため、事業主の協力を得て、対象者に事業主と協会けんぽ千葉支部長の連名による受診勧奨の文書を送付。
- ④ 健康経営の普及促進に向けて関係団体等と連携した取組を実施する。
- ⑤ 千葉県等の関係団体と連携し加入者の健康増進に向けた取組を行う。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①	健康な職場づくり宣言事業所数の拡大に向けた協力（パートナー）企業による事業所訪問の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
②	健康宣言事業所に対する「健康度 見える化BOOK」の一斉発送及び更新作業								← データ更新作業 →				一斉発送	
	健康宣言事業所向け広報紙「健康Times」の発行		●			●			●			●		
	健康宣言事業所に対するフォローアップの継続実施（出張セミナー、禁煙セミナー等）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	歯科健診の実施			●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	健康宣言事業所の健康課題に応じたオーダーメイド型取組の実施	← 随時実施 →												
	健康宣言事業所へ健康づくりの取組に関するチェックシートの送付		●											
	フォローアップ強化に向けた新たな取組の提案	← 随時実施 →												
③	事業主と支部長の連名文を活用した特定健診受診勧奨			●	●	●	●	●	●					
④	関係団体や協力企業と連携した広報の実施及び健康づくりセミナーの開催	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
⑤	千葉県等の関係団体と連携した健康づくりイベントの開催や参画（健康ちば推進県民大会等）		●				●	●	●		●			

2.広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進① 【企画総務グループ】

事業計画

- 健康保険制度や協会けんぽの取組内容について、各種広報媒体による分かりやすくタイムリーな情報を発信
- SNS等を利用した新たな情報提供体制を構築
- 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組の強化

KPI（重要業績評価指標）

- 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を35.0%以上とする
※直近実績：29.7%（R2年9月時点）、R元年度実績：26.9%

2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進②

【企画総務グループ】

行動計画

- ① 協会の事業運営に対する加入者や事業主の理解を深めるため、ホームページの充実や広報紙の発行に加え、地元紙・地域紙のほか動画を活用する等幅広い広報を展開する。
- ② 健康保険委員の委嘱拡大を積極的に進めるとともに、研修会の開催や広報紙を通じた情報提供を充実させ、健康保険制度や健康づくりに関する理解促進を図る。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①	支部内に設置している広報委員会（年2回開催）において、広報計画や内容の検討を行う。				●							●		
	納入告知書同封チラシ等の広報紙やホームページ、マールマガジン等で分かりやすくタイムリーな情報発信を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	事務手続き冊子（改訂）、時機に応じた取組を広報するための卓上カレンダー、医療費適正化ポスターやポリファーマシー対策に向けたリーフレットを作成、配布する。			● 事務手続き冊子		● ポリファーマシー対策			● 卓上カレンダー・資料費適正化ポスター					
	積極的なプレスリリースの実施や地元紙・地域紙のほか動画を活用した新たな広報を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
新規適用事業所向け勧奨	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
訪問による勧奨	← 随時実施 →													
②	健康保険委員向け広報紙の発行		●		●			●			●			
	研修会、表彰式の開催				●				●			●		

3. ジェネリック医薬品の使用促進

事業計画

- ジェネリックカルテ等により阻害要因を明確にし、医療機関や調剤薬局に対する働きかけを強化
- 関係団体等との協力連携を強化し、統一感を持った広報を展開しオール千葉体制の取組を推進

KPI（重要業績評価指標）

- ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で80.9%以上とする ※直近実績：79.8%（R2年9月時点）、R元年度実績：79.3%

行動計画

- ① ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図るため、8月と2月をジェネリック医薬品推進月間として千葉県や他保険者等の関係団体と連携し、オール千葉体制で重点的に活動を行う。
- ② 医療機関や薬局を対象とした働きかけの実施や、加入者に対する積極的な広報を実施する。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	電車中吊り、新聞、ラジオ広告をはじめとした各種広報の実施					●						●	
	ジェネリック医薬品軽減額通知の発送（本部実施）					●						●	
②	医療機関別・薬局別ジェネリック医薬品使用割合通知の送付					●							
	医療機関や薬局への訪問勧奨			●	●	●						●	
	ジェネリック医薬品使用促進の啓発グッズ（お薬手帳カバー）の作成、配布			●	●	●						●	

4.インセンティブ制度の周知

事業計画

- インセンティブ制度の仕組みや意義の理解を深める周知広報を実施

KPI（重要業績評価指標）

設定なし

行動計画

- ① 加入者や事業主に対して「5つの評価項目」と「皆様の取組が保険料率に反映されること」を重点的に周知を図り、インセンティブ制度の仕組みや意義の理解を深める。

	取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	加入者や事業主に対し広報紙やホームページ、メールマガジン等で分かりやすい情報発信を行う。	●	●			●							●

5.医療データの分析に基づく効果的な取組の推進、地域の医療提供体制への働きかけ

【企画総務グループ】

事業計画

- 医療費分析を行い、地域の課題を明らかにするとともに効果的な取組の企画・立案を図る
- 地域における効率的かつ充実した医療提供体制の構築に向けて、各種会議において被用者保険の保険者の立場から意見を発信

KPI（重要業績評価指標）

- 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する ※R元年度実施なし

行動計画

- ① 千葉支部における医療費の状況について分析を進める。
- ② 県等が主催する各種会議に参画し、被用者保険の保険者の立場から意見発信を行う。

取組項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	千葉支部における医療費分析の実施 (大学との共同研究を行い、その結果をコラボヘルス等へ連携)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	地域医療構想調整会議等、県などが主催する会議において被用者保険の保険者の立場からの意見発信	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(3) 組織・運営体制について

【運営方針】

保険者機能の基盤となる支部の組織体制について、標準人員に基づき、生産性の向上を見据えた、弾力的な人員配置の実施を適正に行うとともに、OJTを中心に据えた各種研修の充実により、人材育成を図る。

【重点事項】

項 目	担当グループ	ページ	資料1-2「令和3年度 事業計画 (千葉支部)」における掲載ページ
1. OJTを中心とした人材育成	企画総務グループ	31	6
2. コンプライアンス及びリスク管理の徹底		32	6
3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等		33	6～7

事業計画

- 管理者のマネジメント力や職員の企画力の更なる向上による組織全体の生産性向上及び人材力の底上げ

KPI（重要業績評価指標）

設定なし

行動計画

- ① 新入職員支部内研修の実施。
- ② 支部必須研修の実施。（ハラスメント防止・情報セキュリティ・個人情報保護・コンプライアンス・メンタルヘルス・ビジネススキル）
- ③ 支部独自研修の実施。

	取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	新入職員支部内研修の実施	●	●	●	●	●	●						
②	支部必須研修の実施		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	支部独自研修の実施	●	●	●	●	●	●						

事業計画

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底
- 個人情報保護や情報セキュリティの適切な管理
- 大規模自然災害発生時に備えた訓練の実施

KPI（重要業績評価指標）

設定なし

行動計画

- ① コンプライアンスについて、朝礼等を活用し職員に対して意識啓発を図る。
- ② 自主点検を効果的に実施することで、監査指摘事項などの改善状況等の確認を行う。
- ③ 各職員によるファイル保存状況の日次点検とグループ長等による月次及び抜き打ち点検の実施。
- ④ 大規模事前災害発生を想定した模擬訓練の実施。

	取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	朝礼等を活用したコンプライアンスへの意識啓発	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	自主点検の実施		●			●			●			●	
③	ファイル保存状況の各種点検の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
④	安否確認システムを利用した模擬訓練の実施			●									

3.費用対効果を踏まえたコスト削減等

事業計画

- 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める

KPI（重要業績評価指標）

- 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする ※直近実績：20.0%（R2年9月時点）、R元年度実績：36.4%

行動計画

- ① 十分な公告期間や履行期間を行い、他支部の入札状況等を踏まえ参加が予想される業者に対しての声掛けや仕様書の見直しを実施し、一者応札の防止に尽力する。

	取組項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	公告期間及び履行期間の設定、業者への周知や仕様書の見直し等の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●